

令和4年度 保育料表

(福岡市)

※ この保育料表は、0～2歳児クラスに所属する児童（3歳未満児）を対象とした表です。

※ 令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が実施されたことにより、3歳以上児の保育料は0円です。

※ 税額区分の市町村民税額については、福岡市をはじめとする政令市は税率8%を適用されていますが、保育料算定にあたっては、旧の税率（6%）を適用した場合の市町村民税額に基づいて算定し、決定します。

※ 保育料は原則として金融機関での口座振替にて納付してください。

利用児童の属する世帯の階層区分			福岡市保育料額(月額)		＜参考＞国徴収金基準額		
階層 区分	区 分 (税 額)		保育標準時間	保育短時間	国 区 分	保育標準時間	保育短時間
A	・生活保護法による被保護世帯 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円 0	円 0	1	円 0	円 0
B	A階層を除き、前年度市町村民税（9月以降は当該年度分市町村民税）の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0	0	2	0	0
C1		市町村民税のうち所得割非課税世帯	14,200 〔 7,100 〕	13,900 〔 7,000 〕	3	19,500	19,300
C2		市町村民税のうち所得割が 48,600円未満	17,000 〔 8,500 〕	16,700 〔 8,400 〕			
D1		〃 48,600円～ 61,000円未満	19,800 〔 9,900 〕	19,400 〔 9,700 〕	4	30,000	29,600
D2		〃 61,000円～ 73,000円未満	22,600 〔 11,300 〕	22,200 〔 11,100 〕			
D3		〃 73,000円～ 85,000円未満	25,400 〔 12,700 〕	24,900 〔 12,500 〕			
D4		〃 85,000円～ 97,000円未満	28,200 〔 14,100 〕	27,700 〔 13,900 〕			
D5		〃 97,000円～126,000円未満	31,900 〔 16,000 〕	31,300 〔 15,700 〕	5	44,500	43,900
D6		〃 126,000円～149,000円未満	35,600 〔 17,800 〕	34,900 〔 17,500 〕			
D7		〃 149,000円～169,000円未満	39,300 〔 19,700 〕	38,600 〔 19,300 〕			
D8		〃 169,000円～255,000円未満	44,600 〔 22,300 〕	43,800 〔 21,900 〕	6	61,000	60,100
D9	〃 255,000円～301,000円未満	53,000 〔 26,500 〕	52,000 〔 26,000 〕				
D10	〃 301,000円～397,000円未満	64,000 〔 32,000 〕	62,900 〔 31,500 〕	7	80,000 〔 保育単価限度 〕	78,800 〔 保育単価限度 〕	
D11	〃 397,000円以上	83,200 〔 41,600 〕	81,700 〔 40,900 〕	8	104,000 〔 保育単価限度 〕	102,400 〔 保育単価限度 〕	

注1 同一世帯から2人以上の児童が同時に保育施設等を利用している場合（※）、保育施設等に入所している児童の保育料は、最も年齢の高い児童が上段の額、次に年齢の高い児童が〔 〕内の額、3人目以降の児童は無料となります。

（※）保育料軽減の算定対象人数には、以下の就学前児童を含めます。

保育所（園）、地域型保育事業所、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、企業主導型保育事業施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設通所部を利用している就学前児童

注2 階層区分認定の際の基礎となる課税額は、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄附金税額控除等の適用はありません。

注3 保育料は児童の当該年度初日の前日時点の年齢により決定されますので、年度の途中で3歳の誕生日を迎えても、その年度中は保育料は変わりません。また、年度途中で入所した場合も当該年度初日の前日時点の年齢により決定されます。